

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年3月15日（水曜日）		
開 会	午前10時56分	閉 会	午後5時29分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 玉木 裕一 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室長補佐 松田 珠美 長寿社会課参事 大島ゆかり 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 鈴木 聡 障がい福祉課長 田川 新一 生活福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子		
	<p>【健康こども部】</p> 健康こども部長 橋本 浩之 次長兼こども家庭課長 山下 宣之 こども家庭相談センター所長 森田 誠一 こども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 健康こども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課参事兼生活安全課参事 岡部 孝志 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健医療課心の健康支援室長 玉川 陽子 次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 山田 浩昭 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
傍 聴 者	4人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

福祉保健委員会に切替え 午前10時56分 開会

【福祉部】

◆星見健蔵委員長 皆さんおそろいのようにありますので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、まず福祉部の先議分以外の質疑、討論、採決を行い、続いて陳情審査、そして令和5年度の当初予算の質疑を行います。その後、健康こども部という流れとしております。令和5年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

それではまず、初めに竹間福祉部長に御挨拶いただきたいと思います。竹間福祉部長。

○竹間恭子福祉部長 はい。おはようございます。福祉部の竹間です。今日、福祉部のほうで御審議いただきますのは議案2件となっております。議案第42号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、そして議案第43号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてであります。先ほど委員長からありましたが、この後、予算審査の分科会ということで、今日はちょっと長寿社会課の橋本次長のほうが欠席しておりまして、答弁のほうは増田補佐のほうで対応させていただきたいと思いますが、何とぞ御配慮いただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第42号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては前回の委員会で御説明をいただいております。それでは議案第42号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございませんか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。坂根です。42号の条例の改正のところでは2の改正内容のところに係ります。3月1日に配られた資料の3ページになります。ここの内容のところ、2行目に障がい児の支援に支障がない場合に限り、と、こういう文言があります。これは具体的にどういう場面を想定をするのか、また誰がここを判断するのか、これをまず教えていただきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 失礼します。この中の障がい児の支援に支障がない場合に限りということでございますが、基本的には保育所の基準、それから児童発達支援事業所の基準ということで、それぞれ人員、面積についての基準を満たした上で、その空間について考慮を行うものなんです。障がい児の支援に支障がない場合に限りというのは、要するに通常のサービス提供する上で特段に対象の子どもが、例えば目を離されるとか、常時目をつけとかなあ駄目だけれども、要するにサービスが欠けるような状況が生まれない場合に限ってそれはよろしいということで理解しております。それから誰が判断するのかということでございますが、

基本的には、例えば保育所の所長、それから児童発達支援事業所の管理者というふうなことで考えております。以上です。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかございますか。よろしいですか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 私は、安全計画の策定ということで、41条の2の関係ですね、記載がありますが、この安全計画というのはこの事業所が自らつくるものなのか、模範規定みたいなのが出てるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 この安全計画でございますが、児童発達支援事業所ごとに障がい児の安全の確保を図るための安全計画を申し上げまして、具体的には児童発達支援事業所の障がい児の安全確保を図るための設備、それから安全点検、それから従業者、障がい児等に対する事業所外への活動、取組等を決めました日常生活の安全に関する指導、それから従業者の研修及び訓練その他事業所に安全に関する事項についての計画とされております。従来、国からは児童発達支援ガイドライン等に沿って、これにつきましてはチェックをしておりますが、この計画につきましては恐らく国のほうからそういう模範になるようなモデル計画というものが示されるというふうに承知しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。ブザー等ということではありますが、このブザーで障がい児がどのようにこの安全が確保されるのかちょっとイメージが湧かないわけですが、ここら辺が41条の3の関係ですね、ここら辺、ブザー等のどういう内容なのかお尋ねしたいと思います。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 すみません。具体的なそのブザー。

◆星見健蔵委員長 ちょっと指名してからお願いしたい。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 失礼しました。指導監査室の山形です。先ほど御質問いただきましたブザー等というものはどういうものかということでございますが、児童がマイクロバス等の車を利用して送迎されるわけなんです、その場合に車から児童が降車されまして、その後、その中の安全が確保できているかどうかについて、もし児童が残ってる場合についてはブザー等が自動的に検知して鳴るようなシステムというふうなことを伺っております。はい、以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 じゃあ、取り残された児童がいる場合は自動的にブザーが鳴ると、この捉え方でいいですか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室の山形です。そのように私は承知しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。改正内容の1に戻るんですが、保育所等の児童と児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときはというのは、隣り合わせに保育所と児童発達支

援事業所があるとかいう想定ではなくて、離れとつてもそういう交流事業なんかをやるときということが想定されてるのか、いやいや、隣り合わせで一緒に見るという、隣り合わせになつてから一緒に見る機会が想定されるというふうに考えるのか、実際こことここが隣り合わせになつてそういうことがあり得る、こことこの園のことであり得るんですよということなのか、ちょっとそこら辺を具体的に教えてください。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室の山形です。先ほどの御質問ですが、交流させるときということとは示されておりますが、具体的には保育所、それから児童発達支援事業所が併設になっている場合を想定しておりまして、例えば鳥取市内はそういう施設があるのかということなんですが、ちょっとまだそういうふうな具体的な施設はございません。ですので、要するに併設された状況の中で子どもたちを安全な状況で交流できるということをこの場所は想定しております。以上です。

◆岩永安子委員 分かりました。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第42号鳥取市指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 続きまして議案第43号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 これまでの質疑の中で、2番の後期高齢者支援金分保険料の引上げは、影響額が50世帯500万円だという話がありました。それで、国は賦課限度額をこの後期高齢者支援分だとか、医療分だとか、毎年のように上げてきているんですが、それで国が上げた分を鳥取市は上げるって言われた分を上げてるんですけど、1つはどういう計算で、国はどういう基準でもって引上げを提示してくるのかっていうことと、それから国が上げるって言ったら鳥取市は必ず上げないといけないのか、この2点お願いします。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子次長兼保険年金課長 保険年金課蔵増です。国の引上げのどういう仕組みかということですけども、そもそも上限額があることなんですけれども、受益と負担の関係というふうに国は言っているんですけども、同じ被保険者で受ける医療っていうのは同じように医療のサービスが受けられるんですけども、それに同じ医療のサービスを受けるのに所得の高い方については、所得割が、この条件がない限りには幾らでも引き上がるというような仕組みにな

ります。それで受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響を考慮して上限を設けているというふうに国のほうは言っております。

それで、この上限を計算するのが、その被用者保険の標準の報酬というのを運用してきておられまして、最高の標準報酬が含まれる割合、被用者の割合っていうのが0.5%~1.5%っていうふうになっているようでして、これを、準用をして国保の超過世帯の割合が1.5%に近づけるようにというような仕組みであるそうです。その仕組みがあつて、それぞれ医療分であるとか、介護納付金分であるとか、後期高齢者の支援金分であるとかの上限を超える割合っていうのを国全体で見られておられまして、このたびは後期高齢者の支援金分を超える世帯の割合が多いということの判断の下、ここが引き上げられたというふうな仕組みのようでございます。

それで2点目の国が引き上げれば、必ず鳥取市も引き上げなければならないのかということですが、仕組みとすると必ずしも引上げということにはならないというふうに思います。全国的に見ても1年遅れで上限にしているところの自治体とかもありますので、必ずしもそうでなければならないということではありませんが、鳥取市のほうは運営協議会のほうに諮りまして、国の上限が上がったというところで、鳥取市の国保の上限をどうしますかということも諮った上で上限の設定をさせていただいております。

以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 標準報酬、つまり収入の割合でその超過世帯の割合を1.5%に近づける。その鳥取なんかは給料が安いわけですよ。年金も少ないし給料も安いということになると、この国が言っている上限ですね、それに達する人っていうのは、そもそも少ないわけですよ。だから、何か国は超過世帯の割合を1.5%に近づけるっていうけど、そもそも鳥取にとっては非常に無理があることではないのかなって思ったりするんですが、そういうふうに理解していいんですかね。それを課長に聞くのはどうか分かりませんが。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子次長兼保険年金課長 はい。おっしゃる意図は、理解いたします。それで、そもそもが、おっしゃるとおりに国民健康保険の被保険者の所得っていう、そもそもの問題はありますけれども、そもそもその加入されている方の所得で保険料が決まるというところがございまして、加入されている方の所得がなかなか伸びてこないっていうような状況もある中で、ただ加入しておられる方の医療費っていうのは、1人当たりの医療費の伸びは毎年あるような状況でございます。そこを国民健康保険としてどう支えるのかというような仕組みにもなります。

来年度は保険料の引上げということはありませんけれども、本来なら引き上げないといけないうところっていうような状況も見えつつある中で、どういうふうに支えるのかというところがあります。それで、所得が少なからずの多い方に少し負担をしていただいているという状況も考え方としてはあると思います。所得がそもそも低いっていうのは委員のおっしゃるとおりではあると思います。

以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。坂根です。先回の全体でのお話のときに、共産党の伊藤議員の質問に対してのことでちょっと確認したいなっていうふうに思いましたが、保険料軽減判定というものがこの10ページの(3)にあります。あの質疑のやり取りを聞いておまして、実際、軽減者が増えてくるというふうに理解したんですが、そういう捉え方でいいかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増です。先日の質疑の答弁では、令和4年度の被保険者の所得の状況で試算したところによるとということでは部長のほうがお答えさせていただいたと思うんですけども、実際にどうなるかっていうのは来年度賦課のときに分かってくるのではないかと思います。今の試算の段階では増えてはおります。ただ、国のほうのこの軽減判定の見直しがなされた背景っていうのが、物価の上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないようっていうようなことが言われているようです。その物価の上昇で所得の水準の全体的な上昇が考えられるという背景だとは思いますが、そういうこともあってですので、少なくとも減らないようにという意図はあるようです。以上でございます。

◆**坂根政代委員** ありがとうございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、そのほかよろしいですか。それではないようでございます。以上で質疑を終結します。

討論ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 出産一時金の増額や5割軽減、2割軽減の範囲が広がると、広がるというか、物価上昇で軽減の範囲が減らないようにということで額を引き上げることなど評価できるものだというふうに思いますが、後期高齢者支援分の上限が上がることで必ず、先ほども確認したように鳥取の賃金低いことを考えれば、これを引き上げるのは状況から考えれば必ずやらなきゃいけないことではないので、やる必要はないというふうに思いますし、保険料引上げにつながることもなります。

それと4つ目のマイナンバーカードの利用拡大にもつながっていくことを認めて条例改正に入れるということになりますので、私は反対です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。よろしいですか。よろしいですか。はい。それでは以上で討論を終結します。

これより議案第43号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆**星見健蔵委員長** はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

令和5年陳情第4号「物価高騰に見合う年金額引き上げの意見書提出」についての陳情（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして陳情審査に入ります。令和5年陳情第4号「物価高騰に見合う年金額引き上げの意見書提出」についての陳情について、委員の皆様から質疑、御意見

等がございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。物価高騰に見合う改訂、増額をするということはもっともな要望であるというふうに考えます。2000年から3年間の年金額を下げずに前年度と同じ額にする法律を国会が全会一致で成立させた例もあります。消費者物価指数は今年1月で前年同月費4.3%の上昇ということですし、前月比は0.4%の上昇ということで、生鮮食品とか、エネルギーの上昇が大きくなって本当に生活に直結をしている状況だというふうに思います。物価高騰に見合う改定、増額をすることを求める陳情ですので賛成をしたいというふうに思います。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 私は先回の委員会の際に、この案については、1つは先ほど岩永委員が言われたように物価上昇率に見合う改定額増額をすること、ここには賛成だけれど、実際のこの出された陳情の内容には国の制度の改定等を含めて入っているということで、1つの書面で2つのことを審査するというのはなかなか難しいという気がしまして、もう少し考慮したいと、考えたいとこういうふうな意見を言わせていただきました。それで、今回3月10日付でいただいた資料を見ますと、その中身として修正する要望項目の案という、こういう内容が入っていました。それで、私はこの修正する案ということで今回のこの陳情は賛成をしたいというふうに思っております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、西村委員。

◆**西村紳一郎委員** はい。私は、先回、年金受給で農業を営む方の声を聞いて熟慮したいということで、後半の委員会にて協議ということでお話したわけですけど、労働統計ですか、労働者の実質収入も減っているんだということがありまして、いわゆる年金を支える世代が給与が上がってないという現状を鑑み、対処、大局的な考え方の下に今回のこの陳情については反対したいと思います。やはり全世代型の社会保障と、また年金体系もそうですが、これは破綻しちゃあ駄目なわけなんで、これから高齢者どんどん増えていく、そういう状況の中で今回のこの陳情については反対したいと考えております。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。私も、趣旨採択というのは鳥取市議会はありませんので、気持ちはこの物価高でよく分かります。その気持ちは分かりますけど、やはりこの年金制度が、現役世代が払った保険を高齢者に給付する仕組みになっていますんでね、賦課方式、それをみますとやはり経済、この今の物価高、その面はまた別個の対策が必要なのかなという感じはします。やはり、一時的にその部分だけ年金制度が変わるとい保障制度はちょっと難しいかなというのがありまして、現段階では気持ちは分かりますけど、趣旨は分かりますということですけど、やはりこの改定のほうについては、ここに書いてあります、年金改定ルール見直しということがありますし、この中での特段の配慮、自治体における年金制度引上げということで、財源の確保というのがありますが、なかなか現状では難しい問題でもありますので、この件については、現状では困難であるということで反対したいと思います。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、谷口委員。

◆**谷口明子委員** はい。谷口です。私もこの意見、物価上昇がとても今、問題になっているとこ

るでありますけれども、年金が気持ちとしては、それは上がっていったほうが本当はいいと思いますけれども、今後の年金制度のことを考えた場合、やはり少子高齢化ということもありますし、どんどん勤労、若い方の負担が増えるというのはこの年金制度を維持していくのには難しくなってくるということで、マクロ経済スライドも導入されて本当はもっと下げているところをそのまま維持していたということもあるので、その年金受給者の方で所得が少ない方に対しては、また別の支援ができるかと思いますので、今回その年金制度をずっと維持していくためにも基礎年金の再配分機能の強化に向けた検討をということで、国のほうも方針を出しておりますので、今回の陳情には反対をいたします。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、よろしいですか。それでは質疑を終結します。

討論ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 若い人たちに本当に年金制度に希望を持ってもらうというためにも、今、これだけ大変なときに国に対して要望し、国がどういうふうに判断するのかということはあると思うんですけど、若い人たち、年金制度に希望持てない状況にあると思うんですよ。だから、何かね、維持だとかね、言われることについて制度を維持するということの本気で考え、若い人たちにきちんと年金を払ってもらうだとか、加入してもらい、払ってもらってということになげていると思えば、こういうときにどういう仕組みをつくっていくのかっていうようなことが課せられているんじゃないかというふうに思います。

なので、あんまり現状では困難なんて言わずに、年金制度改定ルールを見直して物価上昇に見合う改定、増額にすることということで、要望をまとめることができないのかなというふうに思いますし、私はそのようにまとめてぜひ陳情を出したいなというふうに思います。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 坂根です。私も岩永委員と同じ意見ですが、今回の要望については修正する要望項目の案ということで、この1、2ということで、私は上げたほうがいいと思っています。ただし、括弧内は削除するという案を持っています。それは実際、先ほどからも出ておりますけれど、制度の改革ということは本来やっぱりこうあるべき、今はやっぱり考えていかなければ今の年金制度では持たないというふうに思います。しかし、じゃあ、この陳情でそれができるかというところとまだまだというところですし、併せて今、賃金アップということで、様々な面でも働く者へ対しての、今、考え方っていうのも出ております。そうすると、やはりこう年金受給者も1人の人間としてしっかり生活ができるということを確認するということが求められているのではないかと思います、括弧の中を削って1、2を上げると、こういうことではどうだろうかというふうに思っているところです。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、西村委員。

◆**西村紳一郎委員** はい。意見書はあくまでも出された文面審査だと思うんですね。括弧は削除するからということで取り下げてまた出すというような曖昧な意見書では議会とこの委員会で審査する対象にならないと思うわけで、物価高騰に見合う年金額引上げということがあるので、この件について私は反対します。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。先ほどと同じでして、この意見書の提出というのはこの文面審査というのが基本になっております。いろいろ修正、修正という格好になれば本来の意見書の提出ということはありませんので、先ほど申しましたとおり、趣旨はよく分かりますけれど、やはり現状では難しいという考えで、この年金問題の意見書の提出は反対したいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。私も余計なこと言っちゃったかもしれませんが、意見書案はあくまで参考です。ですので、陳情趣旨である物価上昇率に見合う改定にすること、この趣旨を踏まえた意見書を国会へ提出するよう強く要望しますというこれが陳情ですので、これについて私は賛成です。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で討論を終結します。

これより令和5年陳情第4号「物価高騰に見合う年金額引上げの意見書提出」についての陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆星見健蔵委員長 挙手多数です。よって本陳情は採択することに決定しました。

それでは採択ということになったわけでありまして。提出されております意見書案ですね、これについて皆さんのほうでどういう意見書の提出にするかという見直しも併せて、このままでいいということなのか、その辺についての御意見をいただきたいと思います。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。参考案として出されております意見書案、私はさっき1というふうに、1の現行の、見合う改定、増額にすることということ、それから特段の配慮を行うことという括弧のところを取ってということ、おこなうことということでもいいと思います。2番も、2番の括弧を取って。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 谷口です。この参考案の中の7行目の一番最後からですが、年金削減ありきの改定ルールを見直すことはと書いてあるんですけど、削減ありきっていうところですが、その物価高騰に対しては目減りしているってことは確かにありますけれど、削減っていうのがちょっと引っかかるなって思っ。実質5年度は増額になっていますし、決して削減ばかりしているわけではないので、ちょっと文面どうなのかなって私は思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか。そのほかないですか。それでは今、岩永委員とそれと谷口委員のほうからそれぞれ御意見をいただきました。まず、初めに岩永委員の言われた最後の、特段な配慮、その次に括弧して、年金積立金の活用などという部分があるわけですが、この括弧内を削除ということでしたね。この件について皆さんどうですか。削除でいいですか。はい。それでは削除ということに決定します。それから谷口委員の先ほど言われた6行目の最後の部分ですね、年金削減ありきというところ、この件について皆さんの御意見をいただきたいと思っ。岩永委員。

◆岩永安子委員 特例水準を国会で全会一致させた例もあり、改定ルールを見直すことは十分可能なことであるということで、事実、過去に振り返って全会一致させた例もあり、改定ルールを見直すことは十分可能なことであるというふうにするには問題ないと思っ。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。岩永委員の御意見で。それではこの部分で、一致させた例もあり、年金削減ありきのところを削除して、改定ルールを見直すことは十分可能なことであるという文面でいいですかね。それ以外、よろしいですか。じゃあ、以上のようなことで意見書を取りまとめたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 委員長、よろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 そうしましたら、今、おっしゃっていただいた内容を踏まえて、委員会提出議案という形で事務局のほうで作成いたしますので、委員会の最後でまたこちらのほう確認いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◆星見健蔵委員長 それでは福祉保健委員会を一旦休憩し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を再開します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前11時43分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後2時58分 再開

【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 全員そろわれたようでありますので、ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。

本日の日程でございますが、まず、先議分以外の質疑、討論、採決を行い、続いて陳情審査、そして令和5年度の当初予算の質疑を行います。令和5年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配付のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

それでは初めに橋本健康こども部長に御挨拶いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○橋本浩之健康こども部長 はい。失礼します。健康こども部の橋本でございます。本日は前回3月1日の委員会で説明を申し上げました議案のうち、福祉保健委員会分について議案37号、38号、40号、41号の4議案と、それから予算審査特別委員会福祉保健分科会分といたしまして2議案、こちらのほうの御審査のほうよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議案第37号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 はい、それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては前回の委員会で説明をいただいております。それでは議案第37号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案につ

いて委員の皆様から質疑、御意見等ございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で質疑を終了します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第37号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第38号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第38号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑、御意見等ございませんか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。説明の20ページの（5）番ですね。感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化すること、これが努力義務だということで聞いたわけなんですが、この努力義務となった背景っていいですか、理由についてお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。すみません。ちょっと答えにはならないかもしれませんが、もともと改正前から努力義務であった症例が明確化をするようにということになったことを受けて、このたび明確化した条例改正を上げさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 本市はどうなっているわけですか。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。努力義務ではございますけども、本市では既に衛生管理研修等々、毎年度行っております。例えば、年度初めに全職員を対象にノロ、ロタ等の感染症発生時の対応の実際の対応についての研修を行ったり、担当課のほうでは感染症が発症した場合に、その対応について感染症ガイドラインというものを園長会等々でお示しして対応させていただいているというところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは質疑を終了します。

討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第38号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第40号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第40号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを質疑行います。本案について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 説明があったと思うんですが、看護師等のみなし保育士ですね、このみなし保育士について詳しく、例えば看護師等ということですので、資格が要るのか、それから配置においてはどういう業務をするのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。はい。この保育所における看護師等のみなし保育士の配置特例につきましては、乳児が4人以上の保育所に適用されておりましたけども、この在籍要件の人数を撤廃するというものでございまして、4人未満の施設につきましては当該看護師等というと、看護師と准看護師になります。この看護師等が子育てに関する知識、経験を有することということで保育士による支援が受けられるということを要件としております。はい。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 西村委員が聞かれたところなんですが、実際、公立の施設は、鳥取市は9人以上と言われたかな、すみません。公立、民間、影響はどうなんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 こども家庭課山下です。鳥取市の公立園には看護師等、保育士とみなして配置基準のうちの保育士としてみなして配置している園は現在ございません。民間のところにつきましては、ちょっと数字は把握してないですけども、ひょっとしたら、ある園がある場合もあります。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。それでは以上で質疑を終了します。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第40号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第41号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正についてを質

疑いたします。本案について質疑、御意見等ございませんか。よろしいですか。それでは質疑を終結します。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第41号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

令和5年陳情第2号保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして陳情審査に入ります。令和5年陳情第2号保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等お伺いしたいと思います。前半の委員会でもいろいろと御意見いただきましたが、改めて御意見をいただきたいというふうに思います。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。坂根です。先般、私はちょっと文章の読み間違いをしております、陳情者が4歳・5歳児の配置基準を見直すべきだというような趣旨だと思ったものですから反対ということで意見表明をしましたが、国の今の制度のありようということを書いたものだったということの後で読み返して思ったものですから、私はこの陳情に賛成をしたいというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。私は12月定例会で配置基準を求める意見書を提出、本会議でしたわけでして、既に意見書を提出して同内容のことと私は理解してまして、このたびの提出については反対ということでございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 陳情はこの提出者が何とかしてほしいという要望を持って出されたものです。ですので、同じ団体の方が出されたわけではありませんので、大きくというか、趣旨としては同じ中身だと思いますので、出された方の要望にやっぱり真摯に答えないといけない、審議をしないといけないというふうに思います。なので、前回、賛成をしたものと同じ中身ですので、この陳情について私は賛成です。皆さん、本会議でもって賛成をされたのではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

◆星見健蔵委員長 そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 陳情のほうは鳥取市議会議長の名で出していますんでね、提出者の名前は出ないわけです。これ自治労って書いてあり、自治労連のほうですね。自治労関係ではないようでして、内容としてはまるっきりほとんどが一緒です。それで、ほとんど国のほうは今、対応しているということです、内容については。過去にも給料の引上げとか行っておりますし、また、

今の30人学級についてもいろいろな面で政府のほうが検討されていますので、鳥取市議会としては12月議会をもって提出しておりますので、同じことを上げんでもということで、必要ないと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。まず、意見書上げる、上げないは別にして、この陳情に対してはやはり12月議会と同じ中身なんですから、賛成の態度をやっぱり示さないといけないんじゃないかと思うんです。それで、その上で、前回も上げたから同じ中身上げることはいかなものかということであれば、意見書上げないということもあるのかもしれないですけど、これに対しては賛成か反対かっていったら、今まで12月議会と同じ中身なんだから賛成でまとまるということでもいいんじゃないかなと思うんですが。

◆星見健蔵委員長 ちょっと岩永委員、この意見書は、意見書の提出を求める陳情なんですよね。ですから、提出をせんというような、これを賛否を問うだけのことだったら必要ないんです、かたから。だから、前回の12月議会に提出したから必要ないという意見と、今回もやっぱり上げてみようという意見が出されているわけなんでね、そういうことなんですよ。出さんでもいいけど、これの賛否をどうなのかという審査じゃないんで。そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。ちょっと先ほど、出したから出さなくていいという端的な言い方したんですが、国のほうもこども家庭庁を創設しますし、首相も異次元の少子化対策ということで出産、子育てに注力するような発言をしていますんで、国のこれからの施策が変わってくると私は確信しています。そういう中で、この保育士のことについても意見書上げたわけなんです、国のこの施策を見守るというスタンスで、今回は意見書提出については反対ということですよ。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 谷口です。私も反対でありまして、今、先ほど言っておられたのと同じですけども、政府としても6月の骨太の方針を踏まえて、まずは3月末をめぐりにそのたたき台をつくるために議論をしているところだということでもありますので、その増員ということにしてもどうしても予算が必要なことでもありますし、その政府の骨太の方針を3月めぐりにという話でもありますので、それを踏まえてからの議論にと思うので、今回は反対であります。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 私は賛成というほうでお話をさせていただきたいと思いますが、確かに今いろいろ少子化対策だとか、異次元のことを様々議論されておりますけれど、保育士の基準の見直しについてはなかなか議論に上がってきておりません、残念ながら。それで、私も一般質問にしたように、やはり保育士が足りないというのはもう現場のやっぱり大きな声だというふうに思っております。それで、鳥取市でいうと国の配置基準がしっかりと変わっていかないと保育士を確保するというのが今の鳥取市の財政上もかなり難しい、そういう面があると思います。だからこそ、今だからこそ、私はやっぱり上げていくほうがいいんじゃないかというふうな意見を持っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは質疑を終結します。

討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 陳情趣旨、先ほど坂根委員も言われたように、保育士配置の最低基準の引上げ、それを実現するための保育予算の大幅な増額、そこが要望、陳情趣旨ですので、しっかりこれに答えないといけないんじゃないかというふうに思います。なので賛成です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、玉木委員。

◆玉木裕一委員 はい。前回も出したからいいじゃないかと言わずに、前回も出したし今回も出せばいいじゃないかと私は正直思いますし、国との方向性も鳥取市の方向性もこの間の議会での方向性も一緒なわけですし、やっぱり保育現場を少しでも安心、安全にいてもらうためにも私はこの声はしっかりと国に届けるべきだと思い、賛成の立場で討論をいたします。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、よろしいでしょうか。それでは討論を終結します。

それではこれより令和5年陳情第2号保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手多数と認め本陳情は採択とすることに決定しました。

なお、本陳情は意見書の提出を求めるものですので、委員会提出議案として意見書を提出することになります。意見書案が陳情者から提出されておりますが、文案、提出先について御意見等ございますか。よろしいですか。提出先、文面、よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 参考で出されているあの意見書案でいいでないかと思えます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で陳情審査を終了いたします。

それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後3時21分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後4時31分 再開

閉会中の継続調査について

◆星見健蔵委員長 次にその他でございます。閉会中の継続調査についてということでございます。まず、その他の閉会中の継続調査申出書について、お配りしておりますとおりに議長のほうに提出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。それではそのように決定をいたしました。

令和5年度福祉保健委員会視察について

◆星見健蔵委員長 次に、令和5年度福祉保健委員会視察についてということでございます。前回の委員会のときに、皆さんのほうに日程等を早めに決めていただいて、それに合わせていただきたいということを申し上げておりました。それで、私と副委員長の秋山さんとでいつがいだろうかなということ話をしたところが、やはり5月の後半になってくると田植え等があ

ってなかなか忙しくなるということもあります。そうかといってこれを前半に持っていくというのも、これもまた東部広域との絡みがあるということでございまして、できれば5月22の月曜日、23の火曜日、24の水曜日と、この2泊3日の3日間としたいということにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** はい。ありがとうございます。それでは視察先等を、事務局のほうに、どこか視察したいという行き先があればということでお願いをしておったと思いますが、この件について事務局のほう、どのような状況になつとるのでしょうか。

○**萩原真智子議会事務局議事係主任** では失礼いたします。事務局の萩原です。今のところ、お二方より2か所御希望が出ていまして、まず、坂根委員さんのほうから岡山県奈義町で、内容としては子育て、少子化の取組ということでいただいております。2件目は西村委員から、兵庫県明石市で、これについても子育て政策についてということでいただいております。それで、事務局のほうであらかじめ受入れ状況とか、そういったところを調べてみましたけれども、奈義町につきましては、現在、2月に岸田首相が視察されたということで反響が大きいということ。

◆**星見健蔵委員長** すごいな。

○**萩原真智子議会事務局議事係主任** はい。受入れ曜日をちょっと検討中だということ。はい。この5月22～24日のうちに受入れていただけるかということが今のところ分からない状況ですので、その方針が出るまではちょっと保留でないといけないのかなということころがございまして、それから明石市につきましても、ホームページで確認しましたら、令和5年度の受入れの申込み開始時期は来週ぐらいには時期が示されるということで確認をいたしましたので、これについても今日の段階では決めかねるところではあるかなと思っております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 今、これまで提出されておる委員の皆様からの行き先、私も坂根さんが奈義町って、いや、ここに首相が来られたというのは初めて知りましたしね。そういった来られるということは何かあると思うんですね、国のやっぱり手本になる、今後の子ども子育て、といったことで来られたんかなっていう、行ってみたいなというふうに思います。ただ、この岡山・兵庫っていえば2泊3日のうちには行きやすい範囲ですわな。これが北海道とかね、沖縄とか言われると、なかなかその範囲の中で2泊3日難しいというふうになるんで、ある程度、地域を、エリアを決めて行動したほうが楽だしね。もう移動の時間のほうが視察より長いっていうようなことになっても大変ですし、それに限られた予算ということもありますんでね。できれば京阪神、岡山、京阪神含めた、四国の辺まで入れるかも分かりますけどね、このエリアぐらいでできたら何か所かまとめてもらえたらなというふうに思います。

それで、まだ5月ということなんでね、これからでも皆さんが全国で京阪神辺りのエリアの中でどこか、こういうところで視察してみたいというようなことがネット等でも調べていただいて、あれば、そういったところを含めて視察をしていきたいなというふうに思いますんで、今んところはこういう状況だということできっかりと日程調整を、今後していきたいというふうに

思います。そのようなことでよろしいでしょうかね、今のところは。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ◆岩永安子委員 総社市。
- ◆星見健蔵委員長 はい。岡山ですね。
- ◆岩永安子委員 岡山です。障害者雇用でいろいろ取組をやっておられて、これから2024年に向けていろいろ障害者雇用も変わってくるので、対象になるんでないかなと思うんですけど、御検討をお願いします。
- ◆星見健蔵委員長 また、その件についても事務局のほうでまた調べていただいて、相手の視察先の受入れがしてもらえるもんか、してもらえんか、その辺も分かんので。そういったことで、はい、寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 岡山、近畿にこだわらなくても、この過去の例でも、三重や静岡ぐらいあるんですね。そうすると岡山ぐらいで行くとすぐ日帰りができるというような、泊まらずに。だけ、その範囲、もうちょっと広げてもいいってことですよ、行く場所を。
- ◆星見健蔵委員長 はい、谷口委員。
- ◆谷口明子委員 はい。すみません。この前NHKで奈義町の特集をしておられて、すごく分かりやすく、それを見る施設、場所を奈義町とすごく思ったんですけど、そのテレビ見る、直に感じるのが大事だとは思いますが、見るだけでもすごく分かりやすい内容だったんで、本気にみんななっておられて、だったので、そういうのを見て研修してもいいかなって思いました。はい。
- ◆星見健蔵委員長 はい、秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 今、委員長のほうから京阪神っていうのが出たけど、京阪神もあるし、私は関東圏もええなと思ったりします。飛行機で行って帰ると、とても所要時間も短くて済みますから、それで特に、何をっていう具体性はないけれど、関東、特に東京なんかは全部で23区あるんかいな。私が知ってるだけでも足立区なんかはこの福祉対策なんかすごいなと思っています。いろんな項目の。足立区に限らんですわ。だから文京区だ、結構東京都のいろんな区は、福祉対策はすごいなと思う区が結構あると思いました。でも、内容は覚えとらんけ言えんけど。だけ、私は東京都の福祉政策が進んでるところが希望ですな。もう、飛行機で行って飛行機で帰る、所要時間も短い。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、秋山さん、それね、関東圏でどこってある程度はそれをまとめてもらって、どこ、どこのこういうものを視察したいというところを。だって23区ざっくばらんに投げられたって、なあ、どこにするだいやってなりますが。
- ◆秋山智博副委員長 私が以前行ったのは足立区だけど、自殺対策、ちょっと勉強に行ったことがあるんだけど。あと、何だこの前ニュースでどこ、文京区だったか、何だかの福祉のことを先進的なことを言ったなと思ったけど、ちょっと内容覚えとらん。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、ちょっと調べといてな、ネットとか、何か。
- ◆秋山智博副委員長 調べてごしない。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 足立区と文京区。

◆秋山智博副委員長 だけ、このうちげのこの健康や福祉の関係でね、今後の大きな取組になるもので該当するようなものがあればね。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 ごめんなさい、私の希望ってことではなくって、奈義町は政策もだけれど、やっぱり財源をどうつくったかというところがとても興味があるところなんです、小さいところで。それで、やっぱり鳥取市もそれは大きな課題だと思いますので、そういう部分も一緒に学べたらなど。ただ、あんまり今度は大きいところ行くとね、また規模が違い過ぎてっていうところもあるので、そういう観点で選びました。ただ、奈義町は近いですから、また有志でも行こうって言ったら行けるという状況なので、ほかの3つがね、回れるようなところで選んでいただいたら結構です。すみません。

◆星見健蔵委員長 はい。そういうような御意見の中で日程的に無理のない視察がやっぱり、ただ移動するだけでくたびれるようなことになっても困るんで、その辺のことを考えながら、どこをどういうルートでということ、先ほど副委員長のほうからありましたけど、関西にこだわることもない、関東のほうにも行けるじゃないかということもありましたんで、乗り物と時間的な部分を見ながら、もうちょっと事務局と検討していきたいというふうには思っておりますので。できればもうここっていうところがあれば、これからでも事務局さんのほうに出していただきたいというふうには思います。はい、玉木委員。

◆玉木裕一委員 はい。大体スケジュール的には、もう今月いっぱいぐらいには決めますかね。いつぐらいまでにアイデア出せとか、意見を出せって言ってもらっといたほうが。

◆坂根政代委員 相手とのアポイントのこともあるしね。

（「閉会するまで」と呼ぶ者あり）

◆玉木裕一委員 閉会するまで。24日までにね。分かりました。

◆星見健蔵委員長 ということでございますので、皆さんのほうで、何卒今後とも御協力をいただきたいというふうに思います。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 すみません、よろしいでしょうか。さっき福祉部のところで申しました、陳情の意見書を委員会提出議案の形にして、それを委員会の中で諮っていただく必要がございまして、それで今回、こども部の分も陳情が通りましたので、それも意見書案を議案の形にしてお諮りいただく必要があるので、委員会の中で。ちょっとしばらく休憩いただいで、私のほうでつくってまいりますので、それを委員会の中で見ていただくようお願いしたいと思うのですが。

◆星見健蔵委員長 変更した点か。

◆坂根政代委員 文面を見て。

◆星見健蔵委員長 文面を変更した分も含めて。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 そうですね。変更したのと、変更なしでいくものと陳情が

2本ございましたので、それぞれで議案の形にしたものを見ていただいております。お話しいただく必要がございます。はい。すみません。明日も一応委員会の日で、予備日でございますがどういたしましょう。明日改めてになさるか。

◆星見健蔵委員長 いやいや、明日も出ますけどね。それぞれが一度に今度は委員会をつていうことはないです。だけ、それぞれの文書箱に入れてもらって確認するというような格好になるで。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 委員会の中で諮る必要があります。委員会を開会して。

◆星見健蔵委員長 だろ。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。諮る必要がございます。

◆星見健蔵委員長 それだったら、もうちょっと待たせよう。10分か15分ね。

◆坂根政代委員 はい、待ちます。はい。

◆星見健蔵委員長 なら、そういうことでしばらく。

午後4時44分 休憩

午後4時55分 再開

◆星見健蔵委員長 はい、それでは再開をしたいというふうに思います。それではちょっと事務局のほうから説明をお願いします。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 失礼いたします。事務局の萩原です。では、お手元に2件、委員会提出議案の案ということでお渡しをさせていただいております。それぞれで、赤字で見え消しなり追記しておられるところがございます。こちらについては、議会の会議録を作成するときと同じルールで字句について校正をかけておりますので、一度は事務局のほうでこのように校正をしておりますが、委員会の中で、元の陳情者の表記のとおりの方がよいということで御意見が出れば、そのように決めていただいてよいものになりますので、それぞれ確認をお願いしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 はい。今、ただいま事務局のほうから説明がございました。まず初めに、物価高騰に見合う年金額の引上げを求める意見書についてということで、皆さんのほうでこの、事務局のほうでこの赤線で示していただいております。このようにしたらどうかということの案ですが、この件について皆さんどうでしょうか。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 私はこの案で賛成です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。玉木委員。

◆玉木裕一委員 前回も話題になったと思うんですけども、この子供っていう字が。

◆坂根政代委員 物価高、物価高の。

◆玉木裕一委員 物価高のほう。すみません。2つ見ていました。すみません。

◆星見健蔵委員長 物価高騰に見合う年金額の引上げを求める意見書について、よろしいですか、坂根委員が出されたことで。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆星見健蔵委員長 これでもいいじゃないかとね。はい、じゃあ、はい、西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 坂根委員がおっしゃった年金改定ルールを見直しというところ、この状態がいいの。
- ◆坂根政代委員 1のところですか。岩永委員が言われたのが。
- ◆岩永安子委員 1のところは文章のままなんです。1のところはこのままだと思います。それで、2のところは特段の配慮っていうところで括弧を抜いた状態です。それでいいと思いますけど。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 委員長、すみません。失礼いたしました。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 先ほど御確認いただきたいというところ、赤字の部分のみという趣旨で言ってしまいましたけれども、委員会の中で、意見書の案で削除するところということで御意見が出て、まず。
- ◆岩永安子委員 削減ありきっていうところね。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 そうですね。すみません、そこ、ちょっと見え消しにしておりませんで、消してしまっているので大変申し訳ないです。
- ◆星見健蔵委員長 いや、これ、できたら変更するところを網かけにしてもらったらありがたいけどな。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 そうですね。そのとおりです。申し訳ございません。はい。
- ◆星見健蔵委員長 どこが変わるとるだいやっていう話になるんで。
- ◆岩永安子委員 特例、2段落目かな。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 そうですね、2段落目の世界の動向は年金引上げですに続きまして、全会一致させた例もあり、の後ろですけれども、案では削減ありきの改定ルールをというふうにございましたが、削減ありきという文字を取って、改定ルールを見直すことは十分可能なことだというふうに直してはどうかという御意見がまず出たというところ。それから下の1と2で項目が出ているところで、2のほうですけれども、特段の配慮の後ろに、意見書案では、半括弧で、例、国民年金法による年金積立金の活用などという文言が入っていましたが、これも取るということで御意見が出ましたので、それを反映したものになっております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 上のところの2段落目のところ、これ、改定ルールを見直すことは十分可能なことです。年金改定ルールってせんでも訳分かりますでしょうか。年金を入れなくてもいいでしょうかっていうことです。2段落目の、世界の動向は年金引上げです。日本も特例水準を国会で全会一致させた例もあり、年金改定ルールを見直すことは十分可能なことです。それで、年金を入れんでも訳が分かりますかちゅうことです。
- ◆星見健蔵委員長 はい、谷口委員。
- ◆谷口明子委員 表題が年金額の引上げを求める意見書と書いてあるので、いいんではないかな

とは思いますが。

- ◆岩永安子委員 はい。こだわりません。訳が分かれば。
- ◆秋山智博副委員長 でも、入れたほうが分かりやすいでな。
- ◆岩永安子委員 何だかな。
- ◆秋山智博副委員長 入れたほうが分かりやすいし。
- ◆星見健蔵委員長 どうなるだ。
- ◆秋山智博副委員長 勘違いを生まんじゃないか。
- ◆星見健蔵委員長 秋山さん、ちょっと入れてみて。
- ◆秋山智博副委員長 今、だけ、その改定の前に年金ちゅう。
- ◆星見健蔵委員長 どこに。
- ◆秋山智博副委員長 ここだ。何の改定だかが分からんけ、年金改定。
- ◆玉木裕一委員 おかしくなりません。年金改定ルールを見直す。
- ◆星見健蔵委員長 年金を改定すだかという話。
- ◆秋山智博副委員長 いやいや、過去の。
- ◆星見健蔵委員長 いや、だけ、要らんでないかな、改定ルールを見直すっていうことは十分可能だって言ってる。その前にずっと言ってるが、年金のことを。これ、年金の話だけな。だけ、わしはええと思うで、改定ルールを見直すっていうことで。もう分かるとるだもん。
- ◆岩永安子委員 誤解がね、なければ。
- ◆秋山智博副委員長 いやいや。上から言うと1、2、3、3行目の終わりにも書いとるだが、年金改定ルールちゅう言葉は、ここにも使とるです。だけ、使ったほうがええと思うけど。
- ◆岩永安子委員 3行目。
- ◆秋山智博副委員長 初めの場合は使とって、次には使ってないっていうことになるが。上から3行目の後ろ、現行年金改定ルールは年金受給者のって。ちょっと最初の文章のときには正式な言い方というか、それが書いてあって、途中は簡略したということに。どっちでもいいのはいいんだけど、入れたほうがいいなと思いますね。
- ◆坂根政代委員 別の観点、ごめんなさい。
- ◆星見健蔵委員長 はい、坂根さん。
- ◆坂根政代委員 すみません。ちょっと引っかけたのは上から4行目、異常なものになっていますという表現自身も削除が必要だと思います、私。ですから、現行年金改定ルールは年金受給者の生活を根底から脅かすものになっています、の表現のほうがいいんじゃないでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 谷口委員。
- ◆谷口明子委員 私も同意見です。異常なものという言葉があまり良くないなと思います。あと1つ。いいですか。すみません。あと、3行目の物価高騰でも公的年金を減額するという、この減額をするってところですけど、実際は減額じゃないので、どうかなって思ったりしますけど。物価高騰とは合っていないと思うんですけど、実際は減額、今回減額じゃないので、減額するというのがどうかなって思いますけど。
- ◆星見健蔵委員長 いかがでしょうか。はい、玉木委員。

- ◆**玉木裕一委員** そもそもこの文章、こんなにいじっていいもんなんですか。そもそもいいもんなんですか。
- ◆**西村紳一郎委員** 我々、議会が出すんです。
- ◆**玉木裕一委員** そういふことなんですね。これを、陳情を受けて、議会として出すといふことなんですね。じゃあ、いいんですね、かみ砕いて。
- ◆**星見健蔵委員長** 陳情者は案といふことで提出するんです。だから、その案に対して審査をして、ここはこうしたほうがいいよといふことで最終的に意見書といふことで、案を削除して。
- ◆**玉木裕一委員** はい。分かりました。
- ◆**星見健蔵委員長** どんなでしょうかな。今、谷口さんの御意見もあつたですけども、この部分は減額するといふ。だから、物価が上がればね、それにスライドして年金も普通は上げるべきだといふ考えなんだけど、年金額は物価が高騰していても年金はそのまま据え置きといふことを言っているわけなんですね、だから、実質的に値下げになるんじゃないかといふ言い方なんですけど、これがね。どんなでしょうかな、先ほど谷口さんが言われた。
- ◆**谷口明子委員** その前に、異常なものを先に。
- ◆**星見健蔵委員長** 異常なもの、これは削除でいいですよ。皆さんもね。はい、坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** ちょっと3行目から行きます。第2次石油危機以来の高さとなり、このちょんちょんが要るか要らないか、要らないんじゃないかと思つているけれど、訂正案のほう言います。この物価高騰は年金受給者の生活を根底から脅かすものになっています。ぱつさり切つて。どうぞ。
- ◆**谷口明子委員** 賛成です。
- ◆**坂根政代委員** それでここは続いて、言つていいでしょうか。
- ◆**星見健蔵委員長** はい。
- ◆**坂根政代委員** あと、世界の動向はからは2行削除します。それで、高齢者のといふところにつないでいきます。
- ◆**岩永安子委員** 世界の、この2行を削除。
- ◆**坂根政代委員** 削除します。私の案ですよ。もうこの意見書の題名に沿つた内容にするといふことを主にしてといふことで文章をつくってみました。それで、あと文章は一緒に、1のところ、1のところが物価高騰に見合う年金額の引上げを要望しますなのか、増額していただきたいのか、ちょっとそういう上の文章に合わせたような趣旨にする。それで、2はそのまま残す、といふこんな形はどうでしょうかといふところです。
多分、そこは西村委員が言われたことも含めて、意見書の修正はこういうことでもいいですよといふところで私が意見を言つたことに関することになっていくと思つてんですけど。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、岩永さん。
- ◆**岩永安子委員** 今回、例えば2000年のときみたいに、引下げをしないといふようなことも、年金改定ルールの見直しといふことにはならないですか。だから、ここの。
- ◆**坂根政代委員** それは年金改定ルールではないと思つけど。
- ◆**岩永安子委員** でも、そうなんですかね。その特例水準を国会で前回一致させた例もあり、改

定ルール見直すことは十分可能なことであるというの、今回、引上げを求めるのは、以前にそういうこともやったことあるわけだから、改定ルールの見直しをしてくださいという、だけ、引き上げてくださいということにつながるんじゃないですかね。

◆**坂根政代委員** 改定ルールというのがどういうことを指すんですか。いや、そこを教えてください。そこが理解できたら。

◆**星見健蔵委員長** そもそも岩永さんが今言わんとしとられることは2000年にこういう改定ルールを国としてやったということは分からんじゃないです、実際にやったということなんだから。ところが、それから22年、23年経って、高齢化がこれだけ進んで医療費も介護費用も全て膨れ上がっている、全然違うわけですよ20年前とね、そんなオイルショックのときは。だから、そういったことを含めて、前にやったからこうだということにはならんと思うんですよ、また。今の高齢者がそれこそ3,600万から今度は3,900万になる、全然違うわけなんでね。それを、年金をいかに制度を維持していくかということなんで、それを、かたからルールを変えていくということは、それは並大抵のことじゃないと私は思いますけども。はい、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 私も委員長が言われたとおりで、今回はとにかく物価高に見合う年金を引き上げよというのが趣旨だというふうに思いました。それで、もちろん恒常的にこれをずっときちんとしていこうと思ったら、もともとの年金の制度のありようそのものを変えていくということが出てきているけれど、そこまで今回議論ができていないというのがあるので、この年金額の引上げという、このことを意見書として出すという、これが私は確認できたところだったんじゃないかなと思ったんですけれども。

◆**星見健蔵委員長** ですね。だけ、私も先ほど坂根さん言われたね、やっぱり物価高騰に見合う現行の年金の改定ルールという部分で私はいいと思うんですよ、そういう、その水準で維持してくださいよと、年金を。だけ、今、坂根さん、いい案を出されましたが、ここは2行削除したりとか、そういうことでちょっとまとめてもらって、それをまたみんなで検討したほうがいいと思うんですけどね。

◆**岩永安子委員** もう一遍確認。1番はどういうふうに直すって。要望項目の1番はどういうふうに直すって言われたですかね。

◆**坂根政代委員** この表題です。物価高騰に見合う年金額の引上げを求めますというのか、どういうふうな結末にしたほうが、結末をどうするかでちょっと迷っていますけど。

◆**岩永安子委員** 求めることとか。

◆**坂根政代委員** 引き上げることか、求めることではないわな。引き上げることだわな。

◆**岩永安子委員** 見合う年金額を。

◆**坂根政代委員** にすることとか。

◆**岩永安子委員** それで、改定ルールとかいうところを削ってね、はい。

◆**坂根政代委員** ルール、こういう制度の問題というのをしっかり議論して上げるしかないと思うので、そこが議論できてないのに、何かちょっと上げづらいかなと思ったんです。

◆**星見健蔵委員長** やっぱり制度をころころ変えるというのはね、やっぱり日本のこの年金はこうだということでは基本は基本でね。ただ、その中に、そのときの状況という国内情勢もある

ですし、そういったところの中での、その年に特例として引下げじゃなしに据え置き、それかまた、僅かでも引き上げるか、それは国が考えることなんでね。だけ、その辺をどこまで要望していくかということだと思っんですけど。

◆岩永安子委員 通るような中身で提案したいと思います。

◆星見健蔵委員長 事務局さん、先ほど坂根さんが言われたような姿で、ちょっと見直しを。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 そうしましたら、ちょっと確認で、頭から確認させていただいてもよろしいですか、整理のために。

◆星見健蔵委員長 はい。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 表題は、ではこのままで、1行目から、1行目はそのまま、2行目もそのままになりますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○萩原真智子議会事務局議事係主任 それで、さっき御指摘があった、このちょんちょんの括弧はどういたしましょうか。第二次石油危機以来の囲み。

◆岩永安子委員 どっちでもいいですよ。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 そのままでよろしいでしょうか。

◆坂根政代委員 これ、強調ということなので、ただ、この文章自身に、何か下のほうの点々も取ってしまって、異常なものところね、削除もしたんで、ここ1か所だけ入っているものもどうかかなと思ったんで、取ってもいいかなという気がします。はい。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。それではこのちょんちょんの括弧は取るということですね。

◆星見健蔵委員長 はい。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 それで、続きで、の高さとなり、この物価高騰は、それで、公的年金からは削除となって、ルールは、までが削除で、年金受給者の生活を根底から脅かす、ちょんちょんから異常なまでを取って、ですので、脅かすものになっています。でよろしいでしょうか。

◆坂根政代委員 はい。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。それで、今後もからはそのまま、それで続いて2段落目、世界の動向はの行もそのまま。

◆星見健蔵委員長 違うで。

◆岩永安子委員 違う。

◆星見健蔵委員長 そこは2行削除だ。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 これ、まるまる削除。分かりました。はい。では2段落目はまるまる削除ということですね。それで、その下はそのまま、それで要望項目の1については、物価高騰に見合う年金額に引き上げることでよろしいでしょうか。

◆坂根政代委員 うん、うん。

○萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。それで、項目2につきましてはこのとおりでよいということでもよろしかったでしょうか。

（「ええ」と呼ぶ者あり）

- 萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。分かりました。はい。
- ◆星見健蔵委員長 先ほど事務局のほうから見直し案についての説明をいただきました。これをまた改めてきちんとしたものを皆さんのほうで、もう一度確認をしていただければというふうに思いますんでね、また後日。はい。
- ◆萩原真智子議会事務局議事係主任 後日というのは、明日ということ。
- ◆星見健蔵委員長 明日でもいいよ。これはいつまでにやるんですか。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 訂正内容が確認できましたら、それで直させていただくので。はい。そのためにお配りもしますけれども。はい。
- ◆星見健蔵委員長 これは議運にかけるの。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。
- ◆星見健蔵委員長 ということは20日だな。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 恐らく、そうですね、委員長のほうから、このように出しますという御報告をしていただくようになりますので。
- ◆星見健蔵委員長 そうか。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 はい。今していただいた訂正については、もう、この場で確認が取れば、もう、再度、この委員会の委員の皆様でお集まりいただく必要はないので。はい。
- ◆星見健蔵委員長 いや、ただな、それいいんだけど、改めてきちんとしたものを、もう一度皆さんに見てもらふ必要があるからということなんで、明日ね、その確認をしてもらふということでもいいじゃないですかね。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 分かりました。
- ◆西村紳一郎委員 タブレット流したらいいんだか。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 タブレットでよろしいですか。
- ◆岩永安子委員 はい。
- ◆坂根政代委員 了解しました。
- ◆星見健蔵委員長 わしらは文章箱に入れてもらったほうがいいけど。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 両方で、紙とデータとで、配付させていただきます。はい。
- ◆玉木裕一委員 僕はタブレットだけでいいです。
- ◆坂根政代委員 私もタブレットだけでいい。
- 萩原真智子議会事務局議事係主任 分かりました。
- ◆星見健蔵委員長 はい。それでは次に行きます。保育士配置の最低基準の引上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書ということで、この件についても先ほど事務局のほうから、こういう案を提出いただきました。子供を、これは平仮名にするのか漢字にするのかというところですけども、どうでしょうかね、この修正点見られて。はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 子供は平仮名で、あとはそれでいいと思います、この修正で。
- ◆坂根政代委員 私もそれに賛成です。

◆星見健蔵委員長 はい。はい。文章の中身はよろしいですか、これで、出された意見書で。皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。

（「委員長、少し休憩をいただいてもよろしいですか。」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。

午後5時20分 休憩

午後5時26分 再開

◆星見健蔵委員長 じゃあ、いろいろと皆さんに御意見いただいておりますが、保育士配置の最低基準の引上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書について、この文面について、先ほどから御意見をいただいております。その真ん中辺のですね、勤続年数は10年以上が条件で当てはまる施設は全保育所の僅か4%しかないという部分の数字を取って、僅かしかないということはどうでしょうかということと、それから下から3行目の劣悪な保育士配置の、劣悪なを、これを削除して、言われており、保育士配置の最低基準を引き上げるためにもという格好にと、この2点について、ちょっと変更したらということですが、皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。じゃあ、そのように改めさせていただきます。はい、これもまたタブレットのほうで御確認をいただきたいというふうに思います。以上でよろしいですかいな、事務局さん、日程的には。はい。

それでは本当に朝から1日、大変お疲れさまでした。以上で福祉保健委員会を閉会とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

午後5時29分 閉会

令和5年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和5年3月15日（水）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：質疑】

- ・議案第18号 令和5年度鳥取市病院事業会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

福祉部 市立病院終了後～

-----《福祉保健委員会》-----

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・議案第42号 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・議案第43号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

2 請願・陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

- ・令和5年陳情第4号 「物価高騰に見合う年金額引き上げの意見書提出」についての陳情

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 1 号 令和 5 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- ・ 議案第 4 号 令和 5 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算

- ・ 議案第 5 号 令和 5 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算

- ・ 議案第 8 号 令和 5 年度鳥取市介護保険費特別会計予算

- ・ 議案第 12 号 令和 5 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

その他 健康こども部終了後～

- ・ 閉会中の継続調査について・・・別紙「閉会中継続調査申出書（案）」のとおり
- ・ 令和5年度福祉保健委員会視察について